

令和8年度 「結城市協働のまちづくり推進事業補助金」 募集要領

市では、市民活動の活性化を進めるために、市民団体等が多様な発想に基づき自主的・自発的に行う市内における公益的な事業に対し、経費の一部を補助します。

【1. 応募できる団体の要件】

- ・市内において活動している、5人以上の団体を対象とします。
- ・政治・宗教団体や、営利を目的とする団体は、対象外とします。
- ・年齢が16才以上の方で構成された団体を対象とします。ただし、代表者が大人であれば、中学生が主体の団体でも対象とします。
- ・団体の規約は、定めていなくても問題ありません。

【2. 補助の対象となる事業】

- ・町内会や自治会、ボランティアや生涯学習等の団体やグループ（以下、「市民団体等」という。）が、自主的・自発的・継続的な取り組みにより、地域コミュニティの活性化や住みよいまちづくりに貢献する市内における公益的な事業が対象となります。
- ・市民団体等が補助を申請する事業に対し、市及び国・県からの補助金などを受けている場合は、対象外となります。なお、申請する以外の事業や市民団体等の運営費に対して補助金を受けている場合は、事前にご相談ください。
- ・現在、市のそれぞれの制度で補助や支援を受けている活動は、対象外となります。
例）地域防犯ボランティア支援事業（防災安全課）、公園愛護協力会（都市計画課）、環境美化パートナーシップ事業（まちづくり協働課）など
- ・同一の団体からは1事業のみの申請となります。

以下の審査基準により審査を行い、補助対象事業を決定します。

○自発性

- ・申請団体が自発的・主体的に実施する事業ですか。
- ・事業の目的・内容・実施体制が明確にされていますか。

○公共性・地域性（次のいずれかに該当する事業）

- ・市民活動としての特性が活かされ、多くの市民から賛同が得られる事業ですか。
- ・障害者や高齢者、児童への配慮や支援を行う事業ですか。
- ・地域の活性化を目指す事業ですか。

○妥当性

- ・事業計画や資金計画は実現性が高く、効果的ですか。
- ・事業を行うために、真に必要な経費が計上されていますか。

○発展性

- ・事業を継続し、発展させていくような配慮がされていますか。

【3. 補助率と補助金額】

補助対象経費の2分の1の額。ただし、100,000円を限度とします。

【4. 対象となる経費】

事業を実施するうえで、必要不可欠と認められる経費を対象とします。

団体等の人件費や施設・設備の維持管理費、市外での活動等、事業を実施するうえで必要と認められないものは、対象外となります。

〔補助対象経費の例〕

経 費	内 容
報償費	協力者に対する謝礼
旅費	事業の実施に必要な交通費 ※視察研修費は対象にはなりません
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品の購入費
食糧費	事業の実施に必要な食材料代、お茶・ジュースなどの飲み物代
印刷製本費	広報紙・報告書・資料などの印刷費、コピー代
通信運搬費	事業の実施に必要な通信費、運搬費など ※電話代、インターネット通信料は対象になりません
手数料	各種申請手数料、代金の振込手数料など
保険料	申請者や参加者などの傷害保険料
委託料	事業の実施に必要な各種の委託料
使用料及び賃借料	会場や機器などの使用料または賃借料
原材料費	事業の実施に必要な資材などの購入費
備品購入費	事業を実施するうえで必要な備品 ※ただし、備品に充てることができる補助金額は補助金総額の30%以内の額とします

〔補助対象とならない経費の例〕

・ 団体等の運営のための経常的な経費 ※人件費、事務所や設備などの維持管理費、団体の交流会費など
・ 食糧費（事業を実施するうえで必要と認められないもの） ※弁当代、会議時の飲み物代
・ 交際費（差し入れ、香典、祝い金、礼状、花代等）
・ 個人の所有となる物品の購入費
・ 事業の実施期間外に支出した経費

【5. 補助事業の実施期間】

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで（1年間）

※実績報告は、事業完了後1ヶ月以内または、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告書を提出し、精算してください。

【6. 計画書の受付】

①受付期間 令和8年4月1日（水）から令和8年4月17日（金）まで

②提出書類 ①申請書
(各1部) ②事業計画書
③資金計画書

※様式は、市ホームページからダウンロードできます。

④その他、団体の活動内容がわかる資料

③提出方法 まちづくり協働課に提出してください。

※提出の際には、事業内容等について簡単な聞き取りを行いますので事前にご連絡願います。

※補助事業の制度や書類の作成方法については随時個別にご相談を受け付けます。関心をお持ちの方は、まちづくり協働課にお越しくください。

※受付終了後も補助制度について相談窓口を設けておりますので、初めての方もまずはお気軽にご連絡ください。

【7. 審査方法】

■書類審査 令和8年5月中旬予定

審査方法：協働のまちづくり推進事業補助金審査委員会による書類審査（非公開）を行います。

■プレゼン審査 令和8年5月中旬予定

審査方法：応募団体による公開プレゼンテーションの後に、審査委員会（非公開）を開催し選定します。なお、公開プレゼンテーションにつきましては、応募状況により省略することがあります。

* プレゼンテーションの方法や様式は自由です。

発表の時間は、応募団体数に応じて、概ね5～7分間を予定しています。

なお、補助申請金額が3万円以下の事業、又は同事業を3年以上継続して実施している団体については、プレゼンテーションの免除を受けることができます。

【8. 補助金の交付決定】

①審査委員会の報告に基づき、予算の範囲内において市長が交付決定します。

※審査内容により、申請額と同額で交付決定されない場合もあります。この場合、資金計画書等を再提出していただきます。

②交付決定金額の90%を限度として補助金の請求ができます。請求される場合は、交付決定後に、概算払請求書を提出していただきます。

【9. 事業の実施と精算】

事業は、翌年度にまたがって実施することはできませんので、注意してください。
事業完了後1ヶ月以内または、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告書を提出し、精算してください。

【10. 補助金の返還について】

次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部または一部を返還していただきます。

- ・偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- ・補助金を市長の承認を得ず、交付の目的に反して他の用途に使用したとき。
- ・補助金の交付決定の内容または補助の条件に違反したとき。

【11. 事業報告会】

令和8年度末に開催予定の活動報告会（公開）において、補助を受けて取り組まれている事業の実施状況を、市民の皆さんに発表していただきます。

※令和7年度は、以下の事業が補助金を受けて実施されました。

- 自治会や町内会、地域の団体による事業
 - ・「公達ふれあい祭り」等地域交流事業
 - ・「東部まつり」等地域交流事業
- PTAや学生、青少年育成団体、生涯学習活動団体による事業
 - ・FOR OUR GREATEST STAGE ～鬼怒商から最高の景色を～
 - ・スマイルフラワー街づくり
 - ・「みんなで楽しむ」まちづくり事業
 - ・あいさつ一声運動・児童と地域との交流推進事業
- NPO法人による事業
 - ・結城産とうむぎによる『みんなのポップコーン』PR事業
 - ・市の木「桑」の活用事業

お問い合わせは

結城市役所 総務部 まちづくり協働課

結城市中央町二丁目3番地

電話 0296-54-7008（直通）

FAX 0296-54-7009

E-mail machidukuri@city.yuki.lg.jp